

報道関係者の傍聴に係る運用

埼玉県総合教育会議会場傍聴要領（以下「会場傍聴要領」という。）4に規定する報道関係者の傍聴について、次のとおりその運用を定める。

- 1 会場傍聴要領4の規定により、報道機関に所属する者で会議を傍聴することができるものの定員は、17人とする。
- 2 傍聴券は、県政記者クラブに加盟する者で会議の前日までに総合教育会議の設置及び運営に関する事務を所掌する教育局参事に埼玉県総合教育会議会場傍聴申込書を提出した者に交付する。
- 3 前項の規定により埼玉県総合教育会議会場傍聴申込書を提出した者が第一項に規定する定員に満たない場合には、前項に規定する者以外の報道機関に所属する者に対して先着順に傍聴券を交付する。
- 4 前項の規定により傍聴券の交付を受けなかった者が会場傍聴要領3に規定する手続により会議を傍聴しようとするときは、これを妨げない。